

# 令和6年度生駒市物価高騰対応重点 支援給付金（こども加算含む）のご案内

物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯を支援する給付金です。

※こども加算は、児童の属する世帯の世帯主への支給が原則となります。

## 対象世帯

### 次の要件を全て満たす世帯

基準日（令和6年12月13日）時点で生駒市に住民登録があり、世帯員全員が令和6年度住民税が非課税であり、かつ世帯員全員が住民税が課税されている別世帯の親族から扶養を受けていない世帯

● こども加算となる要件

- ・基準日（令和6年12月13日）時点で、同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯  
 ※平成18年4月2日生まれ以降の児童が対象となります。  
 ※**施設入所児童は、住民票上、同一世帯であっても、加算の対象外です。**
- ・基準日（令和6年12月13日）時点で、住民票上、別世帯であるが扶養している児童がいる世帯  
 ※**別世帯でこども加算の対象となっている児童は、加算の対象外です。**

## 給付金の支給額

※本給付金は、所得税等の課税及び差し押さえの対象とはなりません。

1世帯あたり3万円 こども加算：児童1人あたり2万円

## 支給対象と申請の有無

・前回給付金(令和5年度(7万円)または令和6年度(10万円))を受給した世帯

・支給対象の世帯のうち前回給付金を受けていない世帯

- ・令和6年1月2日以降に転入された方がいる世帯等、生駒市から書類が届かない世帯
- ・**令和6年12月14日以降に出生した児童がいる世帯**
- ・別世帯だが扶養している児童がいる世帯

生駒市から「支給のお知らせ」が届きます。  
(※返送**不要**)

詳しくは裏面①へ

生駒市から「支給要件確認書」が届きます。  
(※返送**必要**)

詳しくは裏面②へ

### 申請が必要です

申請期間：令和7年2月3日(月)～令和7年7月31日(木)

【申請書配布先】

生駒市役所 地下1階特設窓口  
生駒市ホームページから

詳しくは裏面③へ

消印有効



給付手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## ①令和5年度物価高騰対応重点支援給付金(7万円) または 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(10万円)を受給した世帯

- 対象となる世帯には、生駒市から2月中旬(予定)に「支給のお知らせ」を送付し、**3月上旬(予定)に前回給付金の口座に振込み**ます。※返送不要

## ②支給対象の世帯のうち前回重点支援給付金を受けていない世帯

- 対象となる世帯には、生駒市から**2月下旬(予定)**に「支給要件確認書」を送付します。内容を確認の上、返送してください。

## ③令和6年1月2日以降に転入された方がいる世帯等 令和6年12月14日以降に出生した児童がいる世帯 別世帯だが扶養している児童がいる世帯

- 世帯内に転入された方がおられる場合等、生駒市から書類が届かない場合は、**世帯主の申請が必要**です。
- 申請書に必要な事項を記入して、**市役所地下給付金担当窓口**までご提出ください。
- 申請書のダウンロード等は**こちらから**
- 生駒市の窓口でも申請書を配布しています。



### ※申請に必要なもの(コピーが必要なものは、窓口でコピーすることも可能です。)

1. 令和6年度生駒市物価高騰対応重点支援給付金(子育て加算含む)申請書(請求書)
2. 申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー) (注意)下記のいずれか1点  
申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)  
(注意)申請者ご本人様名義の振り込みを希望される場合、下記の通帳やキャッシュカードなどを添付することで省略できます。
3. 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)  
通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)
4. 令和6年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)(現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる19歳以上の方全員分)  
※代理人の方が申請される場合は下記までお問い合わせください。

## 給付金に関する

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

「令和6年度生駒市物価高騰対応重点支援給付金」

生駒市コールセンター(令和7年7月31日まで)

※対象世帯に該当しているかの確認等は、電話では受け付けておりません。



**0120-150-215**

受付時間 8:30~17:15(土日祝を除く)